

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金交付要綱

（趣旨）

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）実施要綱（令和2年6月25日付け老発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）に規定する事業の実施に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（介護・福祉分）交付要綱（令和2年6月30日付け厚生労働省発子0630第2号、厚生労働省発障0630第1号、厚生労働省発老0630第1号厚生労働事務次官通知別紙）及び補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付対象事業等）

第2 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、支援対象となる障害福祉サービス事業所・施設等（以下「対象事業所」という。）、基準額、対象経費及び補助率等は、別表に定めるとおりとする。

（交付の額の算定方法）

第3 補助金の交付の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める方法により算出された額とする。

（1）別表第1欄の(1)及び(3)に掲げる事業

事業ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を選定し、選定された額と当該事業の総事費から寄付金その他の収入額を控除した額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（2）別表の第1欄の(2)に掲げる事業

第3欄に掲げる対象事業所ごとに定める基準額に利用者数を乗じて得た額とする。

（交付の条件）

第4 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

（1）補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするときは、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。

（2）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。

（3）補助事業が予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その承認を受けなければならないこと。

（4）補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上（地方公共団体にあつては50万円以上）

の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならないこと。

- (5) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (7) 補助事業に係る証拠書類等の保存については、次のとおりとすること。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上（地方公共団体にあつては、単価50万円以上）の財産がある場合は、次の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならないこと。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、補助事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ当該調書及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業が完了する日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

- (8) この補助金に係る対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならないこと。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第1号）により、速やかに知事に報告しなければならないこと。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならないこと。また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならないこと。

（交付申請書の様式等）

第5 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金交付申請書（様式

第2号)

- (2) 経費所要額調 (別紙1)
- (3) 事業所・施設別申請額一覧 (別紙2)
- (4) 事業実施計画書 (別紙3)
- (5) 歳入歳出予算 (見込) 書の抄本又は収入支出予算 (見込) 書
- (6) 補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書 (補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。)
- (7) 設備整備に係る事業の場合、補助対象機器等の見積書、カタログ及び設置場所を示す平面図
- (8) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、別に定める。

3 申請は、原則法人単位で行うこととし、同一法人の異なる事業所番号の事業所や同一事業所番号で複数のサービスを行う事業所 (いずれも同一県内のものに限る。) の申請を取りまとめて申請するものとする。

(交付の決定)

第6 知事は、第5の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができる。

(軽微な変更の範囲)

第7 第4第1号に規定する軽微な変更とは、補助金額の増額を伴わず、かつ、次の各号に掲げるいずれかの変更をいう。

- (1) 事業内容の著しい変更とならないもの
- (2) 補助対象経費の20パーセント以内で増額又は減額するもの
- (3) 事業内容に変更が無く、入札減などやむを得ない事由により補助金額を減額するもの

(変更の申請等)

第8 第4第1号、第2号及び第3号の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 補助事業の内容の変更をしようとするとき

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (障がい分) 変更承認申請書 (様式第3号)

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (障がい分) 中止 (廃止) 承認申請書 (様式第4号)

- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき

長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 (障がい分) 期間延長承認申請書 (様式

第5号)

(変更等の承認)

- 第9 知事は、第8各号の変更等の申請があったときは、その内容を審査し、申請内容が適当であると認めるときは、変更等を承認し、その旨を補助事業者に通知するものとする。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(交付申請の取下げ)

- 第10 規則第7条第1項の規定による交付申請の取下げは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金交付申請取下書（様式第6号）を、当該補助金の交付決定を受けた日から15日以内に提出して行うものとする。
- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

(実施状況の報告)

- 第11 補助事業者は、知事が指示したときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）実施状況報告書（様式第7号）により、補助事業の実施状況を報告するものとする。

(実績報告)

- 第12 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金実績報告書（様式第8号）
 - (2) 経費所要額精算書（別紙1）
 - (3) 事業所・施設別精算額一覧（別紙2）
 - (4) 事業実績報告書（別紙3-1）
 - (5) 事業実績報告書（別紙3-2）（別表1補助事業（2）の事業を実施した場合に限る。）
 - (6) 歳入歳出決算（見込）書の抄本又は収支決算（見込）書
 - (7) 契約書等支出証拠書類の写し
 - (8) 検収調書又は納品書の写し
 - (9) 補助事業完了後の建物の構造概要及び平面図（各室の用途を示すこと。）、補助対象区域の工事設計図及び工事内訳書、建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項の規定による検査済証の写し、竣工（完成）写真、及び契約書の写し（補助対象経費に施設整備費が含まれる場合に限る。）
 - (10) 設置場所を示す平面図（補助対象経費に設備整備費が含まれる場合に限る。）
 - (11) 支援記録の写し（別表1補助事業（2）の事業を実施した場合に限る。）
 - (12) その他参考となる書類

2 前項の書類の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

(額の確定)

第 13 第 12 の実績報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第 14 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金交付請求書（様式第 9 号）を提出するものとする。

(概算払)

第 15 補助事業者が補助事業の円滑な遂行を図るため、知事が必要と認めるときは、交付決定額の範囲内において、1 回に限り補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、長野県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分）補助金概算払請求書（様式第 10 号）を知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が第 13 の規定による補助金の確定額を超える場合は、補助事業者は、その差額を返還しなければならない。

(申請書等の提出部数)

第 16 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、1 部とする。

(その他)

第 17 この要綱に定めのあるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則（令和 2 年 9 月 8 日付け 2 障第 416 号）

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。